

監査の結果（平成 22 年 7 月 15 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 20 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 12 機関です。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	県立身体障害者更生相談所	平成 22 年 6 月 1 日	平成 22 年 5 月 25 日	実地監査
2	広島港湾振興事務所	平成 22 年 5 月 25 日	平成 22 年 5 月 17 日	
3	歴史博物館	平成 22 年 4 月 27 日	平成 22 年 4 月 21 日	
4	海田高等学校	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 5 月 25 日	書面監査
5	佐伯高等学校	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 5 月 27 日	
6	向原高等学校	平成 22 年 5 月 17 日	平成 22 年 5 月 11 日	実地監査
7	東城高等学校	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 5 月 27 日	書面監査
8	福山工業高等学校	平成 22 年 5 月 26 日	平成 22 年 5 月 19 日	実地監査
9	大崎海星高等学校	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 5 月 26 日	書面監査
10	広島高等学校	平成 22 年 5 月 27 日	平成 22 年 5 月 20 日	実地監査
11	広島中学校	平成 22 年 5 月 27 日	平成 22 年 5 月 20 日	
12	府中警察署	平成 22 年 6 月 4 日	平成 22 年 6 月 4 日	

5 監査執行者

平成 22 年 6 月 21 日までの監査執行者は、次の 4 人です。

富永 健三，下原 康充，高橋 義則，加賀美 和正

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 県立身体障害者更生相談所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 身体障害者に関する相談及び指導（特に専門的な知識及び技術を必要とするもの）
身体障害者の医学的，心理学的及び職能的判定
補装具の処方及び適合判定，更生医療の給付判定
- ・所在地 東広島市西条町田口 295 番 3 号
- ・職員数 7 人（1 人）
〔平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計。（ ）内は，ろうあ者
専門相談員の人数〕
- ・主な事業実績（平成 21 年度）

ア 相談実施件数

更生医療	補装具	職業	施設	生活	その他	計
1,679	1,371	0	60	4	32	3,146

イ 判定実施件数

手帳交付 要否診断	医学的判定		心理判定	職能判定	その他の 判定	計
	更生医療	補装具				
4	1,305	1,126	0	0	2	2,437

(2) 監査の結果

【指摘事項】

金券の管理について

金券の出納に係る出納簿が整備されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

〔出納簿が整備されていない金券の状況〕

金券の種類	金額	内訳
海田大橋回数通行券	100 円	普通車用 1 枚

2 広島港湾振興事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 広島港整備計画の推進
港湾，漁港及び海岸保全施設に関する工事の実施
港湾区域，漁港区域，海岸保全区域等の管理
- ・所在地 広島市南区宇品海岸二丁目 23 番 53 号
- ・組織体制 4 課（総務課，港営課，工務課，ポートルネッサンス 21 建設事業課）
- ・職員数 52 人（平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

・所管区域

区分	所 管 区 域
港湾	広島港，小用港，大柿港，鹿川港，中田港，三高港
漁港	草津漁港，五日市漁港，美能漁港，畑漁港，深江漁港，柿浦漁港

・事業費の状況（平成 21 年度当初）

（単位：千円）

漁港関係事業費	港湾関係事業費	海岸関係事業費	受託関係事業費	事業費合計
694,660	8,574,975	262,000	490,000	10,021,635

（ 2 ） 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越額）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前年度決算時 (平成 21 年 3 月末)	
施設使用料	18 人	3,636,170 円	34 人	5,726,290 円
公有水面使用料	7 人	187,170 円	11 人	269,400 円
海岸使用料	5 人	152,677 円	6 人	196,157 円
港湾使用料	34 人	4,101,733 円	86 人	9,658,116 円
漁港使用料	34 人	3,577,792 円	55 人	9,638,859 円
雑入	1 人	603,750 円	1 人	603,750 円

イ 工事請負契約手続きについて

工事請負契約において，課税業者であるか免税業者である旨の届出がされていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・特定重要港湾広島港 五日市地区 廃棄物処分場緑化等環境整備事業覆土工事（21 年度）

ウ 工事請負契約における変更契約について

工事請負契約において，1 件 50 万円以上の工事内容の変更に係る指示については，工事内容変更通知書により指示すべきところ，工事打合せ簿により指示を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（広島港湾振興事務所）

- ・平成 20 年度 臨海土地造成事業（五日市地区）下水道整備工事（19-1 工区）

【意 見】

海岸保全区域における不法占用について

県が管理している国有地の海岸保全区域において，占用許可申請が行われず，不法占用が継続しているものがある。当該区域については，基本的に用途廃止して売払いする方向で国と協議を行う方針とのことであるが，前回監査時（平成 19 年 12 月 5 日）から占用者との協議は行われておらず，不法占用の状況も変わっていない。

このため，不法占用の解消に向けて，関係機関，関係者などと積極的に協議を行うとともに，不法占用者に対しては占用許可申請の指導又は撤去指導などを行っていく必要がある

3 歴史博物館

(1) 機関の概要

- ・主な業務 郷土の歴史に関する資料の収集，保管，展示及び資料に関する専門的，技術的な調査研究
- ・所在地 福山市西町二丁目4番1号
- ・職員数 10人（平成22年4月1日現在の常勤職員数）
- ・主要事業実績（平成21年度）

（単位：人，千円）

常設展		企画展・特別展		合 計	
入館者数	入館料	入館者数	入館料	入館者数	入館料
32,062	2,423	11,034	6,470	43,096	8,893

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 入館券の在庫管理について

入館券の在庫管理において，出納簿の残高と実在庫数量に一致しないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

イ 入館券に係る収入について

入館券に係る収入において，入館券の引渡日から現金の徴収までに長期間要し，現金の徴収日が翌年度となったにもかかわらず，旧年度分収入として事後調定が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

ウ 企画展開催に係る支援金の受入について

平成21年度に開催した企画展「平家一門の栄華と瀬戸内海」については，財団法人日本海事科学振興財団から支援金の交付を受けているが，当該支援金は歳入金として調定されず，館長名義の普通預金口座に受け入れられ，当該口座から直接必要経費の一部として支払われていた。適正な事務処理に努められたい。

エ 委託契約における事務処理について

委託契約において，次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

委託契約	委託期間	内 容
警備業務委託契約	平成21～22年度	入札参加資格を確認するための書類が入札参加確認申請の添付書類として明記されていなかった。
昇降機の保守点検業務委託契約		予定価格調書の委託業務名が別の委託業務名となっていた。

(3) 付 記

企画展入館招待券の出納簿への記載について

企画展「広島・古代史発掘 安芸・備後の成立へ」の入館招待券について、出納簿への記載がなかった。入館招待券は無料であるが、入館料を徴収している事業であることから、出納簿への記載について検討していただきたい。

4 海田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸郡海田町つくも町1番60号
- ・教職員数 全日制：52人(20人) 定時制：10人(3人)
〔平成22年5月1日現在で本務者数,()内は臨時的任用職員,非常勤講師,再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・学 区 広島学区
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
		普通科				家政科				計			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		240	240	240	720	80	80	80	240	320	320	320	960
生徒数 (人)		235	239	231	705	80	79	78	237	315	318	309	942
充足率 (%)		97.9	99.6	96.3	97.9	100.0	98.8	97.5	98.8	98.4	99.4	96.6	98.1
進 学 就 職	大学・短大	197人 (86.1%)			38人 (52.1%)			235人 (77.8%)					
	専修・各種	28人 (12.2%)			25人 (34.2%)			53人 (17.5%)					
	就 職	3人 (1.3%)			9人 (12.3%)			12人 (4.0%)					
	その他	1人 (0.4%)			1人 (1.4%)			2人 (0.7%)					
退学者 (人)		1				3(1)				4(1)			
休学者 (人)		0				0				0			
課 程		定 時 制											
		普通科											
学科・学年等		1	2	3	4	計							
総定員 (人)		40	40	40	40	160							
生徒数 (人)		33	29	13	22	97							
充足率 (%)		82.5	72.5	32.5	55.0	60.6							
進 学 就 職	大学・短大	0人 (0.0%)											
	専修・各種	1人 (5.9%)											
	就 職	14人 (82.3%)											
	その他	2人 (11.8%)											
退学者 (人)		32(11)											
休学者 (人)		20											

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成22年5月1日現在である。

- ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成21年度(平成22年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 高等学校使用料（授業料）の現金収納に係る事務処理について

高等学校使用料（授業料）の現金収納において、払込者に領収証書を交付せず、収入証拠書類として保管していた。適正な事務処理に努められたい。

・1人 8,080円（平成21年12月分～平成22年3月分）

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、特記仕様書により委託業者が作成し、定められた期日又は業務の実施前までに施設担当者の承諾を得なければならない業務計画書及び緊急対応連絡表の提出を受けておらず、承諾も行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

・消防用設備等保守点検業務委託（平成20～21年度）

ウ 工事請負契約における事務処理について

工事請負契約において、次のとおり事務処理を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

（ア）請負者に監督員の通知を行っていなかった。

- ・広島県立海田高等学校普通教室無線LAN整備工事（平成21年度）
- ・広島県立海田高等学校埋設ガス管改修都市ガス設備工事（平成20年度）

（イ）請負者から工事着手前に施工計画書の提出を受けていなかった。

- ・広島県立海田高等学校普通教室無線LAN整備工事（平成21年度）
- ・広島県立海田高等学校埋設ガス管改修都市ガス設備工事（平成20年度）

（ウ）請負者から工程表の提出を受けていなかった。

- ・広島県立海田高等学校埋設ガス管改修都市ガス設備工事（平成20年度）

【意見】

委託契約における設計金額の積算方法について

設計金額の積算において、1者のみから参考見積書を徴取して算出しているものがあつた。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者から徴取し、設計金額の適正化に努める必要がある。

・樹木剪定業務委託（平成21年度）

5 佐伯高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 廿日市市津田850番地
- ・教職員数 27人（11人）
〔平成22年5月1日現在で本務者数、()内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課 程	全日制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員 (人)	40	40	40	120
生徒数 (人)	40	37	40	117
充足率 (%)	100.0	92.5	100.0	97.5
進 学 就 職	大学・短大	8人 (19.0%)		
	専修・各種	19人 (45.2%)		
	就 職	11人 (26.2%)		
	その他	4人 (9.5%)		
退学者 (人)	3(1)			
休学者 (人)	0			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成22年5月1日現在である。

・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成21年度(平成22年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 郵便切手類出納簿の管理について

郵便切手類の払出について、物品管理職員が決裁し行うべきところ、物品管理職員の決裁が行われていなかった。また、受領者の受領印も押印されていなかった。適正な管理に努められたい。

根拠規定：広島県物品管理規則第23条及び第41条

イ 委託業務に係る設計額の積算について

施設管理業務に係る設計額の積算において、財産管理課が定める方法によらず設計額を積算していた。適正な事務処理に努められたい。

・建築物定期点検委託業務契約(平成21年度)

6 向原高等学校

(1) 機関の概要

・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

・所在地 安芸高田市向原町坂丸山6番地1

・教職員数 23人(11人)

[平成22年5月1日現在で本務者数,()内は非常勤講師,再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程	全日制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員 (人)	80	80	80	240
生徒数 (人)	74	53	42	169
充足率 (%)	92.5	66.3	52.5	70.4

進 学 就 職	大学・短大	14人 (34.1%)
	専修・各種	16人 (39.0%)
	就 職	9人 (22.0%)
	その他	2人 (5.0%)
退学者 (人)		11(2)
休学者 (人)		4

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成22年5月1日現在である。

- ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成21年度(平成22年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 公印の管理について

不要となった公印が廃棄されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

不要となった公印	広島県向原高等学校長(1個)
----------	----------------

イ 委託契約における事務処理について

平成20年度に実施した次の委託業務において、執行伺いなど広島県契約規則等に定められている契約手続を行わず、業者から提出された完成報告書及び写真をもって委託料の支払いが行われていた。適正な事務処理に努められたい。

- ・サクラ樹勢回復処置業務(平成20年度)
- ・低木剪定業務(平成20年度)
- ・植栽管理業務(高木剪定)(平成20年度)

ウ 学校諸費会計等の事務処理について

学校諸費会計等の事務処理において、次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

生徒会会計	会計担当者の異動に伴う引継目録が10日以内に作成されていなかった。また、校長への報告もなされていなかった。 (根拠：学校諸費会計等取扱要綱第6条)
-------	--

エ 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

内容	根拠
作成されている管理簿は、使用の都度、数量を記録し管理するものとなっていないが、	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知)
長期間保存されている毒物・劇物で、保管容器のラベルが汚損され、表示(薬品名)がわからないものがあつた。	

【意見】

毒物・劇物の管理に関する学校薬剤師の活用について

毒物及び劇物の管理に関し、近年学校薬剤師による指導や助言等を受けておらず、用途不明なまま管理されているものもあるため、速やかに必要な指導や助言等を受け、毒物・劇物等の管理に万全を期す必要がある。

7 東城高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 庄原市東城町川西 476 番地 2
- ・教職員数 全日制 16 人 (11 人)
〔平成 22 年 5 月 1 日現在で本務者数,()内は臨時的任用職員,非常勤講師,再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普 通 科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120
生徒数 (人)		37	40	37	114
充足率 (%)		92.5	100	92.5	95.0
進 学 就 職	大学・短大	21 人 (50.0%)			
	専修・各種	9 人 (21.4%)			
	就 職	11 人 (26.2%)			
	その他	1 人 (2.4%)			
退学者 (人)		2 (1)(人)			
休学者 (人)		2 (人)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 22 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」の状況は、平成 21 年度(平成 22 年 3 月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 福山工業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市野上町三丁目 9 番 2 号
- ・教職員数 全日制 69 人 (33 人)
定時制 25 人 (5 人)
〔平成 22 年 5 月 1 日現在で本務者数,()内は臨時的任用職員,非常勤講師,再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課 程		全 日 制											
		機 械 科				電 気 科				建 築 科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		80	76	77	233	40	38	34	112	40	37	36	113
充足率 (%)		100	95	96.3	97.1	100	95	85	93.3	100	92.5	90	94.2
進 学 就 職	大学・短大	2人(2.7%)				4人(11.4%)				7人(19.5%)			
	専修・各種	20人(27.4%)				4人(11.4%)				16人(44.4%)			
	就 職	49人(67.2%)				25人(71.5%)				13人(36.1%)			
	その他	2人(2.7%)				2人(5.7%)				0人(0%)			
退学者 (人)		4(0)(人)				6(0)(人)				5(0)(人)			
休学者 (人)		0 (人)				0 (人)				0 (人)			

課 程		全 日 制											
		工 業 化 学 科				染 織 シ ス テ ム 科				電 子 機 械 科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		40	38	30	108	46	24	25	95	41	33	36	110
充足率 (%)		100	95	75	90	115	60	62.5	79.2	102.5	82.5	90	91.7
進 学 就 職	大学・短大	5人(17.2%)				5人(22.7%)				13人(35.1%)			
	専修・各種	7人(24.1%)				4人(18.2%)				10人(27.1%)			
	就 職	14人(48.3%)				10人(45.5%)				13人(35.1%)			
	その他	3人(10.4%)				3人(13.6%)				1人(2.7%)			
退学者 (人)		4(0)(人)				10(0)(人)				3(0)(人)			
休学者 (人)		0 (人)				0 (人)				0 (人)			

課 程		全 日 制											
		計											
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)										280	280	280	840
生徒数 (人)										287	246	238	771
充足率 (%)										102.5	87.9	85	91.8
進 学 就 職	大学・短大	36人(15.5%)											
	専修・各種	61人(26.3%)											
	就 職	124人(53.5%)											
	その他	11人(4.7%)											
退学者 (人)		32(0)(人)											
休学者 (人)		0 (人)											

課 程	定 時 制														
	機 械 科					電 気 科					計				
	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計
学科・学年等	40	40	40	40	160	40	40	40	40	160	80	80	80	80	320
総定員（人）	40	40	40	40	160	40	40	40	40	160	80	80	80	80	320
生徒数（人）	46	23	17	11	97	25	21	14	7	67	71	44	31	18	164
充足率（％）	115.0	57.5	42.5	27.5	60.6	62.5	52.5	35.0	17.5	41.9	88.8	55.0	38.8	22.5	51.3
進 学 就 職	大学・短大	1人（5.0％）				0人（0.0％）				1人（4.2％）					
	専修・各種	0人（0.0％）				1人（25.0％）				1人（4.2％）					
	就 職	16人（80.0％）				3人（75.0％）				19人（79.1％）					
	その他	3人（15.0％）				0人（0.0％）				3人（12.5％）					
退学者（人）	13（5）（人）				6（3）（人）				19（8）（人）						
休学者（人）	16（人）				5（人）				21（人）						

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、平成22年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成21年度（平成22年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

（2）監査の結果

【指摘事項】

ア 証紙の過貼付に係る事務処理について

証紙が過貼付された証紙文書の事務処理において、相手方から過貼付分の証紙金額について放棄の意思表示があったものの、それを証紙文書に記載・押印せず、証紙収納高報告への記載もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

イ 委託契約の事務処理について

委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

1	次の委託契約について、執行伺いの執行予定額と業務委託設計書・予算経理状況の執行予定額が相違していた。 ・一般廃棄物（粗大ごみ等）処理業務（平成21年度）
2	次の委託契約について、特記仕様書に定める業務の報告のうち、作業日報の提出を受けていなかった。 ・消防用設備等保守点検業務（平成20～21年度）

ウ 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理において、作成されている管理簿に使用年月日や払出者の氏名が記載されていないなど、適正な管理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

【意 見】

工事請負契約の事務処理について

高圧ケーブル他電気設備改修工事（平成21年度）の契約事務において、契約のために徴した見積書の金額と、その見積書の工事費内訳書の金額が相違していた。随意契約において見積書は契約額を決定する上で重要であることから、十分に確認・点検する必要がある。

9 大崎海星高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 豊田郡大崎上島町中野 3989 番地 1
- ・教職員数 20 人 (16 人)
〔平成 22 年 5 月 1 日現在で本務者数, ()内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・生徒の状況

課 程	全 日 制											
	普通科				総合学科				計			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	40			40		40	40	80	40	40	40	120
生徒数 (人)	25			25		33	26	59	25	33	26	84
充足率 (%)	62.5			62.5		82.5	65.0	73.8	62.5	82.5	65.0	70.1
進 学 就 職	大学・短大	9(29.0%)							9(29.0%)			
	専修・各種	8(25.8%)							8(25.8%)			
	就 職	12(38.7%)							12(38.7%)			
	その他	2(6.5%)							2(6.5%)			
退学者 (人)	2(1)							2(1)				
休学者 (人)	2							2				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は, 平成 22 年 5 月 1 日現在である。

- ・「進学就職」, 「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成 21 年度 (平成 22 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の ()内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

10 広島高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市高屋町中島 31 番地 7
- ・教職員数 全日制 55 人 (13 人)
〔平成 22 年 5 月 1 日現在で本務者数, ()内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・生徒の状況

課 程	全 日 制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員 (人)	240	240	240	720
生徒数 (人)	242	238	239	719
充足率 (%)	100.8	99.2	99.6	99.9

進 学 就 職	大学・短大	194人(82.9%)
	専修・各種	7人(3.0%)
	就 職	2人(0.9%)
	その他	31人(13.2%)
退学者 (人)		2(0)(人)
休学者 (人)		1(人)

(注)・「学科・学年」の生徒数等は，平成22年5月1日現在である。

・「進学就職」，「退学者」，「休学者」の状況は，平成21年度(平成22年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託業務における入札事務の事務処理について

次の委託契約に係る入札事務において，代理人が入札をする場合，委任状を提出させなければならないが，提出された委任状に受任者の氏名が記入されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

委託業務	広島県立広島中・高等学校寄宿舎食堂調理等業務(平成21年度～22年度長期継続契約)
根 拠	入札執行要領(平成19年1月1日施行)

イ 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について，次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

内容	根拠
<p>毒物及び劇物を保管する場所は，盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし，鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。</p> <p>保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが，保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。</p> <p>管理簿上に記載された数量と，現物の在庫数量が一致していないものがあつた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知)

ウ 学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等の取扱事務において，次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

1	<p>次の会計において，現金を管理する場合に，現金出納簿が整備されていなかった。(根拠：取扱要綱第4条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舎会計(平成21年度) ・学習費会計(平成21年度)
---	--

2	<p>次の会計において、会計担当者に異動があったが、引継目録が作成されておらず、また、校長に報告されていなかった。(根拠：取扱要綱第6条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習費会計(平成21年度) ・生徒会会計(平成21年度)
---	--

11 広島中学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく中学校教育の実施
- ・所在地 東広島市高屋町中島 31 番地 7
- ・教職員数 全日制 26 人(1人)
〔平成22年5月1日現在で本務者数,()内は非常勤講師,再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

学年		1	2	3	計
総定員 (人)		160	160	160	480
生徒数 (人)		159	156	160	475
充足率 (%)		99.4	97.5	100.0	99.0
進学就職	進学	160人(100.0%)			
	就職	0人(0.0%)			
	その他	0人(0.0%)			
退学者 (人)		0(0)(人)			
休学者 (人)		0(人)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成22年5月1日現在である。

・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成21年度(平成22年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

進学160人のうち、広島高等学校への進学者数は159人である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

12 府中警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 府中市鶉飼町 542 番地 3
- ・所管区域 府中市
- ・管内面積 195.71km²
- ・管内人口 44,421 人(平成22年4月30日現在)
- ・組織体制 6 課(警務課,会計課,生活安全刑事課,地域課,交通課,警備課)
- ・職員数 61 人(平成22年4月30日現在)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

行政財産使用料の徴収について

行政財産の使用料徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適切な事務処理に努められたい。

区 分	内 容
徴収すべき期限	平成 21 年 11 月 30 日
実際の納付期限	平成 22 年 3 月 23 日
使 用 料	年額 1,500 円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条